

# タイにおける新たな特許電子申請システム

2022年8月

Pavinee Bunyamissara / Narongcachon Chomsa / Seehajetdha Prasopsukcharoen / 松永徳宏

# タイにおける新たな特許電子申請システム

---

タイ知的財産法の中でも、特許は、特定の法域内において一定期間、他人が発明を製造、流通、使用又は販売することを防止する権利を特許権者に与えるもので、最も専有性の高い権利といえる。電子申請が認められたことで、タイ知的財産法に基づくプロテクションを効果的に利用できることになり、権利保護が更に向上されたといえる。

## 特許電子文書システム

タイ知的財産省(「DIP」)は、2022年1月1日付で、特許及び簡易特許出願に際して利用できる特許電子文書システムを導入した。これは、特許出願又は補正の申請を容易にし、(ペーパーレス化を通じて)環境意識を促進するとともに、特許電子文書システムを通じて電子文書の事前提出を可能にすることにより登録手続きを迅速化することを目的とするものである。利用にあたっての準則は以下のとおりである。

- 1) 当該システムは、特許出願及び簡易特許出願並びに特許及び簡易特許の出願の補正の申請にのみ適用される
- 2) 電子署名は、タイの仏暦2562年電子取引法(第3版)により改正された仏暦2544年電子取引法第9条の定めに従って、電子文書において使用することができる。例えば、スキャンした署名や、「スタイラス」を使用して電子デバイス上で電子的にサインされた署名は認められる
- 3) 当該電子文書システムによる特許取得の申請は、利用者がDIPの職員に整理番号を提出し、かつ、法令で定められた出願費用を納付したときに、特許出願若しくは簡易特許出願又は特許出願若しくは簡易特許出願の補正の申請とみなされる
- 4) DIPは、利用者からシステムに提出された電子文書を、整理番号の発行日から7日の間に、最大限のセキュリティ対策を施した上で、回収し、保管する。電子文書は、その後直ちにシステムから消去される
- 5) 当該電子文書システムによる出願は、現行の特許法及び関連規則に定める手続きに従って審査される

## 新たな電子出願システム

更にDIPは、仏暦2558年ライセンス円滑化法及び財務省中央会計局を通じた「政府の電子決済ポータル」

の運用を支援するため、2022年6月1日から新たな電子出願システムを導入した。

この新たなシステムでは、特許出願人は、簡易特許、意匠及びその他の種類の出願又は申請を含めて全て電子出願システムを介して提出することができる。新たなシステムでは、整理番号の提出を要することなく、仏暦2522年特許法に基づく出願又は申請が直ちに提出されたものとみなされる。但し、後述のとおり費用の納付は必要である。出願人は、出願状況並びに特許委員会又は局長若しくは職員の命令の通知及び決定について、電子出願システム上でのみフォローアップすることができる。

電子出願システムの主な留意点は以下のとおりである。

- 1) 一旦提出されると、全ての情報は、それが不正確及び/又は不完全であっても、出願人により承認され、受理されたものとみなされる。
- 2) 出願人は、出願日から90日以内に、電子出願システムを介して出願書類に従って資料又は証憑を提出しなければならない。当該期間内に手続を進めない場合、出願人に手続を進めない意思があるものとみなされる。
- 3) 電子データに変換することができない証憑は、仏暦2522年特許法に定める所定の期間内に、DIP、商務省の職員に直接又は書留郵便により提出しなければならない。
- 4) 出願人は、出願審査の担当官又は特許委員会より、出願の裏付けのための追加の陳述書の提出又は追加の書類その他の提出を求められることがある(仏暦2522年特許法第27条、第73条)。

## 電子決済

出願手数料その他の種類の政府手数料は、出願日の翌日の午後11時までに、タイ政府の電子決済ポータルシステムを介して、納付されなければならない。期限までに納付されない場合、出願人は、提出した出願又は申請を放棄するものとみなされる。

本稿はリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿またはその他の法分野に関する質問は、西村あさひ法律事務所バンコクオフィスまでご連絡ください。

## 西村あさひ法律事務所

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー  
〒100-8124

Tel: 03-6250-6200

[www.nishimura.com](http://www.nishimura.com)